報告第 １５ 号

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第２項の規定により市議会に報告する。

令和８年１１月５日　提出

周南市長　　藤　　井　　律　　子

記

１　専決処分の内容

⑴　損害賠償の発生の原因となる事実

令和８年８月１０日（月）午後３時４５分頃、周南市立大河内小学校敷地内を走行中の車両が、横断側溝用のグレーチングを跳ね上げ、タイヤを損傷した物損事故

⑵　損害賠償の相手方

住所 [redacted]

氏名 [redacted]

⑶　損害賠償の額

￥５７，１７８－

２　専決処分の年月日

令和８年１０月１５日